

令和 8 年 6 月

第 4 回（定例会）

香芝市議会追加議案

香 芝 市

目 次

報 第 5 号	香芝市印鑑条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について----- 1 頁
議第 3 4 号	香芝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて----- 4 頁
議第 3 5 号	令和 8 年度香芝市一般会計補正予算（第 3 号）について----- 6 頁

報第5号

香芝市印鑑条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、香芝市印鑑条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月17日報告

香芝市長 三 橋 和 史

専 決 処 分 書

香芝市印鑑条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年６月３日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市印鑑条例の一部を改正する条例

香芝市印鑑条例（平成３年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第１２条第２項中「個人番号カードをいう。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。））」を加える。

附 則

この条例は、令和８年６月１４日から施行する。

議第 34 号

香芝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正すること
について

香芝市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のとおり改正する。

令和 8 年 6 月 17 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

香芝市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の香芝市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた香芝市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の香芝市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

議第 35 号

令和 8 年度香芝市一般会計補正予算（第 3 号）について

令和 8 年度香芝市一般会計補正予算（第 3 号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和 8 年 6 月 17 日提出

香芝市長 三 橋 和 史